



反トラスト法コンプライアンス

- A. [概要](#)
- B. [適用性](#)
- C. [方針](#)
- D. [手順](#)
- E. [参照文献](#)



倫理規定

A. 概要

当社および当社社員は、当社が事業を行う場所すべてにおいて、すべての適用される反トラスト法(国によっては競争法として知られる)の遵守を徹底します。これらの法律は競争を促進し、不公正な事業協定や業務慣行から消費者を保護するためのものです。反トラスト法の違反は当社に対し、高額な罰金および業務制限、また個人の従業員に対し、罰金および懲役を含む厳しい処罰を科す場合があります。行政の訴訟に加え、民間の当事者が訴訟を起こすことがあり、巨額の賠償金が発生し得るだけでなく、最終的に当社が勝った場合であっても、訴訟の弁護に必要となる法的費用も莫大な金額になり得ます。従って、個々人は、当社での職位が何であろうとも、適用される反トラスト法に遵守する責任があります。

B. 適用性

本方針は全ての社員および当社の活動、また当社が世界中で管理する子会社、部門および他の事業体すべてに適用されます。

C. 方針

当社および当社社員は、すべての適用される反トラスト法の遵守を徹底します。すべての社員は、あらゆる事業部特有の方針を含む、当社の反トラスト法方針および手順に遵守する必要があります。当社および当社の事業部は定期的に反トラスト法に関する教育プログラム(インターネットを介して電子的に提供されるプログラムを含む)を実施のほか、反トラスト法のコンプライアンスに関する審査を行い、役員および社員が合法的に当社の事業に携わっているか確認を行います。このような研修は、社員の職務に競合他社との接触が含まれる場合、あるいは価格設定、価格方針、販売条件または他の営業販売の責務が含まれる場合、特に重要です。

米国外での活動は、米国およびその他の国の反トラスト法の対象となる場合があります。従って、米国外で業務を行う事業体は、現地管轄および米国の法律、また問題の業務行為によって影響を受けるその他の国々の法律を含むすべての適用される反トラスト法を認識し、遵守する必要があります。地域特定の反トラスト法のガイダンスの詳細は、[セクション E-参照文献を参照してください](#)。

反トラスト法は複雑であるため、事業や取引への適用は様々な要因によって異なります。問題が発生した際は、本方針を見直し、法務部に相談してください。しかし、不適切な行為があるように見えることさえも防ぐためには、以下の指針に従う必要があります。

1. **競合他社とのやりとり。** あらゆる競合他社(当社に対し事業を勝ち取ろうとするすべての会社と定義される)または潜在的な競合他社と、以下の事項について(口頭、書



面または電子的な手段を問わず)合意、議論、またはやりとりを行ってはいけません。

- 価格および価格に関連する情報、
 - 価格設定方針または提案したまたは計画した価格変更、
 - 値引き、給付金、クレジットまたはその他の販売条件、
 - コスト、利益、利益率、生産能力または設備稼働率
 - 特定の事業の入札を行うまたは行わない過去または将来の計画、
 - 進行中のまたは計画した研究、開発、新製品の導入、改良または営業アプローチ、
 - あらゆる第三者(顧客、競合他社またはサプライヤー)との取引拒絶、および
 - 顧客に関する特定情報。
2. **取引。** ジョイントベンチャー、合併、買収、分割、チーム協定または供給取引に関して競合他社と何らかのやりとりを開始する前に法務部に相談してください。
 3. **競合情報。** 当社の事業は、商品・サービスの提供および販売、また供給品の購入において、事業独自の単独での意思決定を行います。ある商品・サービスの事業価格および販売条件を設定する前に、競合他社の価格および条件を検討しても構いませんが、かかる情報は、顧客や公開されている市場データなど通常の市場経路を通じてのみ入手し、競合他社との直接的または間接的なやりとりで入手してはなりません。また、競合他社の価格またはその他の機密の競合他社に関する情報は、いかなるものもその情報源を記録し保管しなければなりません。[セクション E-参照文献](#)の「競合情報の収集」を参照してください。
 4. **事業者団体。** 事業者団体への参加は通常、競合他社との接触を伴うため、すべての事業者団体への参加については、所属の事業部の経営陣および法務部の事前の承認を受ける必要があります。また、事業者団体へのすべての参加は、当社がすべての社員に提供する反トラスト指針、所属事業部の事業者団体方針、および当社が発行した[セクション E-参照文献](#)にある「グローバル社員のための反トラストに関する指針」に記載の事業者団体に関する指針に準拠するものでなければなりません。
 5. **顧客およびサプライヤーとの合意。** 一般的に、反トラスト法は競合他社でない者(例えば、顧客、販売業者、サプライヤー)との合意についてはその制限が緩和されています。しかしながら、一事業に実質的な市場地位があると見なされる場合、顧客、販売業者またはサプライヤーとの特定の契約上の取り決めは、競争に害を及ぼすと見なされる可能性があります。そのような取り決めには、独占的取引または最恵国規定、原価以下の価格設定、複数商品の一括販売、商品・サービスの抱き合わせ販売、あるいは潜在的な競合他社にもなり得る顧客、販売業者またはサプライヤーとの取引拒絶などが含まれます。かかる取り決めいずれかを行う前に法務部に連絡し、法的承認を得てください。



D. **手順**

反トラスト法に関するコンプライアンスまたは本方針に関して質問がある場合は、法務部に問い合わせてください。反トラスト法および当社の関連する方針および手順の具体的かつ詳細なる説明は、[セクション E-参照文献](#) (以下)を参照してください。

E. **参照文献**

[社員のためのグローバル反トラスト法に関する指針
競合情報の収集](#)